

## 神戸市ひとり親世帯家賃補助制度実施要綱

|                  |          |
|------------------|----------|
| 平成 29 年 11 月 1 日 | 住宅都市局長決定 |
| 平成 30 年 4 月 1 日  | 改定       |
| 平成 31 年 4 月 1 日  | 建築住宅局長改定 |
| 令和 元年 6 月 1 日    | 改定       |
| 令和 2 年 4 月 1 日   | 改定       |
| 令和 3 年 4 月 1 日   | 改定       |
| 令和 4 年 4 月 1 日   | 改定       |
| 令和 5 年 4 月 1 日   | 改定       |
| 令和 6 年 4 月 1 日   | 改定       |
| 令和 7 年 4 月 1 日   | 改定       |

### (目的)

第 1 条 この要綱は、公営住宅に入居できないひとり親世帯が、民間賃貸住宅に新たに入居する場合の家賃の一部を補助することで、子どもの健全な成長促進や困窮状況の改善を図り、貧困連鎖防止に繋げることを目的とする。補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年神戸市規則第 38 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 次のいずれかに該当し、かつ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子どもと同居しているものをいう。
  - ア 配偶者と婚姻（内縁関係を含む）を解消されたもの
  - イ 配偶者が死亡したもの
  - ウ 配偶者の生死が明らかでないもの
  - エ DV（配偶者からの暴力）被害を受け、保護等を受けているもの
  - オ 婚姻によらないで母・父となったもの
- (2) 公営住宅 神戸市営住宅条例（平成 9 年条例第 12 号）第 2 条第 1 号に規定する市営住宅（以下「市営住宅」という。）及び兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和 35 年条例第 23 号）第 2 条第 1 号に規定する県営住宅のうち、神戸市に所在する住宅をいう。
- (3) 民間賃貸住宅 市内に所在する賃貸住宅をいう。（公営住宅及び社宅、官舎、寮等の給与住宅を除く。）

(4) 家賃 賃貸借契約書に定められた賃借料（管理費，共益費及び駐車場使用料を除く。）をいう。

(5) 家賃債務保証料 住宅の賃貸借契約に当たって，家賃債務を担保するために家賃債務保証会社に支払った保証料をいう。

（補助対象要件）

第3条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は，ひとり親のうち次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助を申請しようとするもの及び同居しようとするもの全員の所得（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に定める収入をいう。）を合算した金額が15万8千円以下であること。

(2) 新たに次のいずれの要件も満たす民間賃貸住宅にひとり親になって以降，住み替えを行い，住環境が改善されること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する新耐震基準（昭和56年6月施行）に適合又は同等の耐震性能を有していること。

イ 住戸専有面積が25㎡以上であること。

ウ 申請者の三親等内の血族及び姻族並びに配偶者の所有する住宅ではないこと。

(3) 次のいずれの要件も満たし公営住宅に落選したことがあること。ただし，緊急的な理由により公営住宅に申し込みができないと市長が認める場合は除く。なお，自己の都合により，公営住宅の入居を辞退した場合は，落選とはみなさない。

ア 前号の住宅に住み替えを行う直前の住宅に居住している間に申込みをしたこと。

イ 前号の住宅に住み替えを行う日以前3年間に申込みをしたこと。

(4) 第2号の住宅に住み替えを行う前の住居が公営住宅でないこと。ただし，公営住宅を転居せざるを得ない理由があると市長が認める場合を除く。

(5) 第2号の住宅に住み替えを行う前から，神戸市内に在住又は在勤していること。

(6) 補助を申請しようとするもの及び同居しようとするもの全員が，生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないものであること。

(7) 兵庫県又は神戸市から同様の家賃補助等を受けていないこと。

(8) 補助を申請しようとするもの及び同居しようとするもの全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項第1号の入居者の所得の算定は、原則として前年の収入により行うものとする。ただし、同居親族の増加等により、算定した所得が15万8千円以下となる場合には、この限りでない。

3 第1項第2号の住み替え時期は、事業年度の前年度の1月1日から事業終了日までとする。ただし、補助の交付開始は、第8条の補助金交付決定を受けて以降とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、月額1万5千円とする。ただし、家賃月額が1万5千円を下回るときは当該家賃の額とし、兵庫県又は神戸市以外の家賃補助制度を受けている場合で、家賃月額から他の家賃補助を控除した額が1万5千円未満になるときは、控除後の金額とする。

(交付件数)

第5条 補助の交付件数は、予算の範囲内で市長が認める数とする。

(家賃補助交付継続期間等)

第6条 家賃補助の交付を継続できる期間は、最初に補助の交付を受けた月から賃貸借契約が終了する日の属する月までの期間とし、最長6年間とする。ただし、令和7年3月末日までに行った交付決定の対象住宅において家賃債務保証料補助を受けている場合は、当該補助額に相当する家賃補助月数分を補助期間から差し引くものとする。なお、毎年第7条第3項の継続申請を行い、補助金交付決定がなければ補助の交付を受けることはできない。

2 家賃の未納により、補助金の交付が受けられない月が発生した場合も、第1項の補助期間に含むものとする。

3 補助金の交付を受ける者が他の民間賃貸住宅に転居し、かつ第3条第1項(第3号、第4号及び第5号を除く。)の要件を満たしている場合は、引き続き補助金の交付を行うものとする。ただし、転居前の補助期間も第1項の補助期間に含むものとする。

(補助金交付申請)

第7条 第3条の補助対象要件を満たすもので、補助金の交付を受けようとするものは、電子申請により必要事項を入力し、次の関係書類の電子データを添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 世帯全員の住民票の写し(直近3カ月以内かつ最新のもの)

(2) 世帯全員の所得証明書の写し(直近3カ月以内かつ最新のもの)、その他総所得がわかる書類の写し

(3) 公営住宅落選を証するもの

(4) ひとり親世帯であること及びひとり親世帯になった時期がわかる書類

(5) 住居の所在地及び住戸専有面積がわかる書類

- (6) 住居が新耐震基準に適合または同等の耐震性能を有していることがわかる書類
- (7) 賃貸借契約書の写し
- (8) 家賃補助内容がわかる書類(兵庫県又は神戸市以外の家賃補助を受けている場合)
- (9) その他市長が認める書類

2 前項の申請を行うものは、4月1日から翌2月末日までに申請をするものとする。

3 補助対象者は、翌年度以降も継続して家賃補助を希望する場合、市が指定する期日までに電子申請により必要事項を入力し、次の関係書類の電子データを添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し(直近3カ月以内かつ最新のもの)
- (2) 世帯全員の所得証明書の写し(直近3カ月以内かつ最新のもの)、その他総所得がわかる書類の写し

(補助金交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、神戸市ひとり親世帯家賃補助交付決定通知書(様式第1号)を申請者に通知し、交付することが適当でないと認めるときは、申請却下の電子メールにより申請者に通知するものとする。

2 前条の申請を受け付けた日が月の途中である場合は、その翌月1日を交付決定日とする。

(申請事項の変更手続等)

第9条 補助対象者は、次の各号に該当することになった場合は、電子申請により必要事項を入力し、次の関係書類の電子データを添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

- (1) 家賃の額に変更が生じた場合 変更後の賃貸借契約書の写し
- (2) その他交付決定を受けた内容に変更が生じたとき 変更内容を証する書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の額が変更となる場合は、神戸市ひとり親世帯家賃補助変更決定通知書(様式第2号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助対象外報告)

第10条 補助対象者は、対象要件を満たさなくなった場合は、電子申請により関係書類の電子データを添えて、速やかに市長に補助対象外の報告をしなければならない。

(補助金の請求と交付)

第11条 補助対象者は、第8条の交付決定を受けたときは、次に掲げる区分によ

り、年に3回、それぞれ市が指定する期日までに、電子申請により必要事項を入力し、各区分の家賃の支払いを証する書類の電子データを添えて、市長に提出するものとし、これをもって市長は請求があったものとみなす。

- (1) 第1期 4月から7月までの家賃補助金
- (2) 第2期 8月から11月までの家賃補助金
- (3) 第3期 12月から翌年3月までの家賃補助金

2 前項に規定する各区分の家賃に未納があったときは、未納月の補助金を請求することはできない。また、各区分の家賃補助を遡って請求することはできない。

3 月の途中で家賃補助の交付対象外となったときは当該月分の家賃補助金額は、初日から交付対象外となった日までの日割額とし、交付対象外となった日以降の補助金を請求することはできない。なお、日割額は、100円単位とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

4 第1項各号に定める家賃補助金は、請求を受けた後、原則、第1期は8月、第2期は12月、第3期は4月に交付するものとする。ただし、市長が認める場合は、上記の交付時期に関わらず交付することができる。

(家賃補助の打ち切り等)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の交付決定を取り消し、第4条の家賃補助を打ち切るものとする。

- (1) 第10条の報告を受けたとき。
- (2) 補助期間内に第3条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 3ヶ月以上の家賃の未納があったとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (5) 当該補助を目的外に使用したとき。
- (6) 正当な理由がなくて関係書類の提出が遅れたとき。
- (7) この要綱に違反したとき。
- (8) 補助対象者が死亡したとき。
- (9) その他市長が必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、神戸市ひとり親世帯家賃補助交付決定取消通知書(様式第3号)により補助対象者に通知するものとする。なお、交付決定の取り消しにより補助を打ち切った後に、再び第3条の補助対象要件を満たしても当該補助の交付は行わないものとする。ただし、前項第1号第2号の場合については、再び第3条第1項のうち、満たさなくなった補助対象要件の内容に応じて、市長が必要と認める要件を再度満たしたときは、第6条第1項に規定する補助期間に一度限り、再び補助の交付を受けることができるものとする。

3 市長は、第7条第3項の申請をして補助不交付の決定を受けたとき、又は第7

条第3項の申請を行わなかったときは、当該年度の4月1日から補助は打ち切るものとする。なお、第7条第3項の申請の結果、補助不交付の決定を受けたのち、再び第3条第1項（ただし、第2号から第5号を除く。）の要件を満たしたときは、第6条第1項に規定する補助期間に一度限り、再び補助の交付を受けることができるものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、その全部又は一部について、期限を定めてその返還を命じることができる。

（報告等）

第14条 市長は、交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下、「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（業務の委託）

第15条 市長は、神戸市ひとり親世帯家賃補助制度の補助金交付に係る業務の一部を市の外郭団体等に委託することができる。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、建築住宅局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。